

平成二十年五月七日

青森県教育委員会第七百十二回定例会

期日 平成二十年五月七日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一開会

### 二議案

議案第一号 青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案

議案第二号 平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

議案第三号 青森県立図書館協議会委員の人事について

議案第四号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

### 三その他

民間人校長の登用について

授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームについて

### 四閉会

議案第一号

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱を次のとおり定める。

青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

第一

(趣旨)

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十七条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第二

(点検及び評価の実施)  
教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されていけるか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

第三

(学識経験者等の意見の活用)  
教育委員会は、点検及び評価の実施方法並びに評価に有する者の意見を活用するものとする。  
点検及び評価の結果の活用  
点検及び評価の結果の活用は、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(県議会への報告等)

第五点検及び評価の結果については、報告書を作成して県議会へ提出する」ともに公表するものとする。

第六（その他）については、この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、そのとどまることなく、教育長が別に定める。月から施行する。

この要綱は、平成二十年月日から施行する。

。

平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

平成二十年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

田 高	飯 平	小 宮	鳴 川	澁 伊	角 鎌	須 原	野 柿	赤
中 橋	田 岡	澤 野	海 島	谷 藤	田 田	藤 田	呂 崎	石
芳 祯	照 恭	正	慎	正	詮	奈 涼	みえ子	
子 子	次 一	熹 範	悟 郎	禎 樹	二郎	緒 子	子 齊	榮 博

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する

任期は平成二十年五月十三日から

平成二十年八月三十一日までとする

平成二十年五月十三日

青森県教育委員会

議案第三号

任期は平成二十年五月十三日青森県立図書館協議会委員に任命する

青森県教育委員会

嶋成館工山田澤今井千葉工藤志津子  
川田藤山本美千都栄美子  
美智育耕雅征和稔美子  
子育男二市洋子

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

て

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事を次のとおり行う。

二 福石富

唐士橋岡

俊力弘昭

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員に任命する  
任期は平成二十年五月十三日から平成二十二年五月十二日までとする  
平成二十年五月七日

青森県教育委員会

[その他]

## 民間人校長の登用について

### 1 経緯

平成12年4月の学校教育法施行規則の改正施行により、教員免許の有無に関わらず、学校運営に真に優れた資質・経験を有する人材を幅広く校長として採用することが可能となった。

本県においては、この改正を受け、学校の管理運営についての権限と責任を有する校長について、幅広く人材を確保するため、平成14年10月に「校長の選考標準」の改正を行うとともに、平成16年度には全国公募の「青森県立学校校長採用特別選考試験」を実施し、平成17年度に民間人校長1名の採用を行った。

民間人校長の登用は、様々な機会を通して県内の多くの教職員に意識改革をもたらしていることや、地域社会等との積極的な交流促進が、教育関係者から高い評価を得ているなど、本県学校教育の活性化に大きく貢献している。これらのこと踏まえ、平成19年度において、再度全国公募を行ったところ10名の応募があったものの、適任者が得られず採用までには至らなかった。

### 2 応募期間及び周知方法について

#### (1) 応募期間

平成17年度の応募人数は21名であったが、昨年度は10名と応募人数が減少したことから、今回は応募期間を1月程度長い約2ヶ月間に設定する。

#### (2) 周知方法

青森県教育委員会ホームページへの掲載等のほか、さらに県内の青森商工会議所連合会などの各種団体等へ直接訪問依頼し、人材確保について積極的に働きかける。

[その他]

## 授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチーム

### について

#### 1 プロジェクトチーム設置の経緯について

包括外部監査から授業料の未収について指摘を受けたことから、現在の徴収事務における課題の整理及び具体的な改善対策を検討するため、授業料事務適正化庁内プロジェクトチームを設置し、4月28日第1回検討会議を開催した。

#### 2 プロジェクトチームの構成員

- ・学校施設課長（チームリーダー）
  - ・府内関係課 6名
  - ・県立高校事務長 2名
  - ・県内5地区の事務職員 5名 合計14名
- ※専門的な事項を協議するため、プロジェクトチームにワーキンググループを設置した。

#### 3 検討事項

- (1) 県立高校への授業料未納にかかる校内検討委員会の設置について
- (2) 授業料徴収マニュアルの作成について
- (3) その他授業料の未納対策について